

「ねんきんネット」による 年金記録の見方

- ご自身の年金記録が一覧で確認できるほか、加入制度ごとの詳細な記録や年金見込額を確認することができます。
- 年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合(共済組合員記録を除く)は、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。
 - ・ 「ねんきんネット」でご覧いただける年金記録は、年金記録照会等の画面に表示されている「更新年月日」時点の情報をもとに表示しています。
 - ・ 年金記録が非常に多い場合、「ねんきんネット」では全ての記録を表示することができない場合があります。その場合、その旨メッセージが表示されますので、その際はお手数をおかけしますが、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターでご確認ください。
 - ・ このパンフレットに掲載している画面に含まれる金額や表示等は、説明のためのイメージであり、実際の数値に基づくものではありません。
 - ・ このパンフレットはパソコン版「ねんきんネット」による年金記録の見方です。スマートフォン版「ねんきんネット」でのレイアウトや表示方法は、パソコン版とは異なる場合があります。

**ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所
または「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。**

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

(050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165)

月曜日 : 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00

火 ~ 金曜日 : 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15

第 2 土曜日 : 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

- ・ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
- ・ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

1 各月の年金記録

各月の年金記録													
年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和48年度	20歳	/	/	/	/	/	/	国年	国年	国年	国年	国年	国年
昭和49年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
昭和50年度	22歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭和51年度	23歳	船保	船保	船保	船保	国年	国年	国年	国年	国年	国年	重複	重複
昭和52年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	未加	未加	未加	未加
⋮													
平成22年度	57歳	国年	国年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成23年度	58歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成24年度	59歳	国年	国年	国年	国年	国年							

○共済組合員記録に関する加入記録は反映されておりません。現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により、加入記録の整備を行っているところです。

○色付きの文字表示となっている月は、脱退手当金が支給された可能性もある月です。「年金記録備考情報」欄と併せてご確認のうえ、ご不明な点はお近くの年金事務所にご相談ください。
脱退手当金については、当冊子7ページの「よくある質問」をご覧ください。

(※1) 船員保険は昭和61年4月に職務外年金部門が厚生年金に統合されたことから、昭和61年4月以降は厚生年金への加入となっています。

(※2) 国民年金保険料の納付は昭和36年4月から始まったため、同年3月以前の期間について「未加」と表示される場合があります。

(※3) 老齢基礎年金受給権者(65歳以上で25年(300月)以上の加入期間があるが、まだ年金を受給していない方)については、追納および後納はできませんが、「国年(茶色)」と表示されることがあります。

黒色の文字表示について

表示	説明
国年	国民年金保険料(付加保険料を含む)を納付している月、または第3号被保険者である月です。
厚年	厚生年金に加入していた月です。
船保	船員保険に加入していた月です。(※1)
/	20歳未満または60歳以上の期間で、どの年金制度にも加入していなかった月または共済組合等に参加していた月です。
—	表示できる記録の上限(120件)を超えたため、記録が表示できていない月です。
(空白)	この年金記録の更新年月日以後の月は空白となります。 (更新年月日前に国民年金保険料を前納されている月は表示されます)

色付きの文字表示について

表示	説明
未加(赤色)	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった月または共済組合等に参加していた月です。(※2)
国年(茶色)	国民年金保険料が未納や免除になっている月または付加保険料が未納になっている月のうち、この年金記録のデータ更新日時点では、納めることができる月です。(※3)
国年(赤色)	国民年金保険料が未納や免除になっている月、付加保険料が未納になっている月、または第3号被保険者の不整合記録(平成21年11月以降の記録で年金事務所では不整合であることが確認された記録に限る)である月です。
厚年(赤色)	厚生年金に加入していた月のうち、同一のお勤め先事業所内(就職年月から資格を失った年月までの間)での標準報酬月額が、前月と比較して5等級以上の差が生じている月です。
重複(赤色)	複数の年金制度(共済組合等を除く)に参加していた月です。年金記録の補正が必要となる場合がありますので、お近くの年金事務所にご相談ください。
* (赤色)	年金記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、各月の納付状況の内訳を記録できなかった年度です。「加入期間の情報」欄では、この年度の納付月数等も含めて計算されています。この年度の各月の納付状況等は、お近くの年金事務所でご確認ください。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

2 加入制度ごとの記録(厚生年金・船員保険)

厚生年金

① 就職年月 資格を失った年月	② お勤め先の会社名称	③ 標準報酬月額変更・ 標準賞与年月	④ 厚生年金基金	標準報酬月額・ 標準賞与額
自:昭和51年4月 至:昭和52年9月	〇〇株式会社	昭和51年4月	基金未加入	110,000円
		昭和52年8月	基金未加入	118,000円
		昭和54年2月	基金未加入	110,000円
		⋮		
		平成22年10月	基金加入	150,000円
		平成22年12月	---	賞45,000円
		平成23年11月	基金加入	110,000円

船員保険

① 乗船年月 下船年月	② お勤め先の船舶所有者名称	④ 標準報酬月額・ 標準賞与額	
自:昭和52年9月 至:昭和53年4月	〇〇水産	昭和52年9月	118,000円
		昭和52年10月	110,000円

①お勤め先の会社名称(船舶所有者名称)について

お勤め先の会社(事業所)名・船舶所有者名が表示されます。なお、一部「厚生年金保険」もしくは「船員保険」と表示される場合があります。

②標準報酬月額変更・標準賞与年月

標準報酬月額に変更があった場合、または賞与の支払があった場合に、その年月が表示されます。

③厚生年金基金

厚生年金基金に加入している月は「基金加入」と表示され、加入していない月は「基金未加入」と表示されます。

④-1 標準報酬月額

標準報酬月額が表示されます。標準報酬月額とは、納めていただく保険料額や、受け取る年金額の計算の基となるもので、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。

④-2 標準賞与額

賞与の支払いがあった場合に、「賞00,000円」と表示されます。

○平成15年4月から、賞与からも(厚生年金保険の毎月の保険料と同率の)保険料をお支払いいただき、年金額の計算の基とすることになっています。保険料額の計算の基となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

○平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいていたましたが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額の計算の基とはならない(標準賞与にはならない)ため、賞与の額は表示していません。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

3 加入制度ごとの記録(国民年金) <免除記録以外の表示について>

国民年金の年金記録														
年度	年齢	月別納付状況												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成24年度	59歳	納付	納受	納受	納可	納可								
平成23年度	58歳	/	/	/	/	/	/	/	/	納付	納付	3号	3号	
平成22年度	57歳	後可	付可	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
⋮														
昭和52年度	24歳	/	/	/	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	
昭和51年度	23歳	/	/	/	/	付加	付加	納付	納付	納付	納付	納付	重複	
昭和50年度	22歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
昭和49年度	21歳	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	
昭和48年度	20歳	/	/	/	/	/	/	納付	納付	納付	未納	納付	納付	

黒色の文字表示について

表示	説明
納付	国民年金保険料を納めている月です。国民年金保険料の納付が一部もしくは全額免除となった場合で、その後免除された保険料を追納した場合についても、「納付」と表示されます。
付加	国民年金保険料に加え、国民年金付加保険料も納めている月です。
/	以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、「/」が表示されます。 (1) 厚生年金、船員保険に加入していた月 (2) 20歳未満または60歳以上の期間で、どの年金制度にも加入していなかった月 (3) 20歳未満または60歳以上の期間で、共済組合等に加入していた月
(空白)	この年金記録の更新年月日以後の期間で、更新年月日前に保険料が前納されていない月です。また、記録数の超過により表示できない月も空白となります。
合算	合算対象期間(国民年金に任意加入していた期間のうち、保険料を納めていない月)となる月です。合算対象期間とは、年金額には反映されませんが、年金を受け取るために必要な加入期間としてみなすことができる期間です。
3号 (※1)	第3号被保険者(厚生年金や共済組合等に加入している方に扶養されている配偶者)である月で、保険料を納めていたとみなされる月です。

色付きの文字表示について

表示	説明
納受(赤色)	国民年金保険料をコンビニエンスストア等で納めた月です。 (システムに納付状況が反映されるまで日数を要しますので、ご注意ください)
未納(赤色)	国民年金保険料を納めていない月です。納付期限(※2)からすでに2年以上経過している期間で、後納制度(※3)によっても納めることができない月です。
納可(茶色)	国民年金保険料を納めていない月です。この年金記録のデータ更新日時点では納めることができる月です。
後可(茶色)	国民年金保険料を納めていない月で、時効により納めることができない月ですが、後納制度(※3)によって保険料を納めることができる月です。 ○老齢基礎年金受給権者(65歳以上で25年(300月)以上の加入期間があるが、まだ年金を受給していない方)については、後納できませんが、「後可(茶色)」と表示されることがあります。
付可(茶色)	付加保険料の納付の申出を行い、国民年金保険料のみを納めている期間で、この年金記録のデータ更新日時点では付加保険料を納めることができる月です。
重複(赤色)	国民年金の加入期間(任意加入未納期間を含む)と、合算対象期間が重複している月です。
*(赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、各月の納付状況の内訳を収録できなかった年度です。「加入期間の情報」では、この年度の納付月数等も含めて計算されています。この年度の各月の納付状況等は、お近くの年金事務所でご確認ください。
未替(赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、収録できなかった年度がある場合に表示されます。この記録については、補正が必要となりますので、お近くの年金事務所にご相談ください。
未加(赤色)	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった月または共済組合等に加入していた月です。(国民年金保険料の納付は昭和36年4月から始まったため、同年3月以前の期間について「未加」と表示される場合があります。)
3号未 (赤色)(※1)	第3号被保険者(厚生年金や共済組合等に加入している方に扶養されている配偶者)の手続きがされておらず、「第3号被保険者特例該当届」も届出されていないため、保険料を納めていたとみなされない期間です。

➤ (※1) (※2) (※3) は次ページを参照

4 加入制度ごとの記録(国民年金) <免除記録の表示について>

国民年金の年金記録													
年度	年齢	月別納付状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成23年度	32歳	1/4未	1/4未	半未	半未	3/4未	3/4未	/	/	/	/	/	/
平成22年度	31歳	後可	後可	後可	後可	後可	後可	/	/	/	/	/	/
平成21年度	30歳	全免	全免	1/4免	1/4免	半免	半免	3/4免	3/4免	/	学特	学特	/
⋮													
平成12年度	21歳	全免	全免	1/4免	1/4免	半免	半免	3/4免	3/4免	/	学特	学特	/
平成11年度	20歳	1/4未	1/4未	半未	半未	3/4未	3/4未	/	/	/	/	/	/

以下は、国民年金保険料が未納として取り扱われる月の表示です。

画面の表示	保険料の納付が免除される割合	保険料の納付が必要な割合	今後の納付の可否(※5)
1/4未(赤色)(※4)	1/4	3/4	納付不可
1/4未(茶色)(※4)	1/4	3/4	納付可能
半未(赤色)(※4)	1/2	1/2	納付不可
半未(茶色)(※4)	1/2	1/2	納付可能
3/4未(赤色)(※4)	3/4	1/4	納付不可
3/4未(茶色)(※4)	3/4	1/4	納付可能

(※1) 第3号被保険者期間を示す「3号」「3号未」の表示は、現在第3号被保険者として登録されている内容をもとに表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。

(※2) 毎月の保険料は、原則として翌月末日が納付期限です。納付期限が過ぎた保険料は、期限から2年以内は納めることができますが、2年を経過すると時効により納付できなくなります。

(※3) 後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

(※4) 「1/4未」、「半未」、「3/4未」は、免除されていない残りの保険料が納付されていない月です。未納として取り扱われる月であるため、将来受け取る年金額には反映されません。

以下は、国民年金保険料の納付が免除された月の表示です。

画面の表示	保険料の納付が免除される割合	保険料の納付が必要な割合	年金額へ反映する割合 (保険料を納付した場合との比較)		今後の追納の可否(※8)
			平成21年3月以前の月	平成21年4月以降の月	
全免(赤色)	1/1	0	1/3	1/2	追納不可
全免(茶色)	1/1	0			追納可能
1/4免(赤色)(※6)	1/4	3/4	5/6	7/8	追納不可
1/4免(茶色)(※6)	1/4	3/4			追納可能
半免(赤色)(※6)	1/2	1/2	2/3	3/4	追納不可
半免(茶色)(※6)	1/2	1/2			追納可能
3/4免(赤色)(※6)	3/4	1/4	1/2	5/8	追納不可
3/4免(茶色)(※6)	3/4	1/4			追納可能
学特(赤色)(※7)	1/1	0	0	0	追納不可
学特(茶色)(※7)	1/1	0			追納可能

○老齢基礎年金受給権者(65歳以上で25年(300月)以上の加入期間があるが、まだ年金を受給していない方)については、追納できませんが「全免(茶色)」など追納可能と表示されることがあります。

(※5) 毎月の保険料は、原則として翌月末日が納付期限です。納付期限が過ぎた保険料は、期限から2年以内は納めることができますが、2年を経過すると時効により納付できなくなります。
 ・2年の時効を経過した未納期間のうち、後納制度の対象となる期間は「後可(茶色)」と表示され、保険料は1カ月分となります。
 ・納付期限から2年以上経過している期間で、後納制度によっても納付できない月は、「1/4未(赤色)」、「半未(赤色)」、「3/4未(赤色)」と表示されます。

(※6) 「1/4免」、「半免」、「3/4免」は、免除されていない残りの保険料が納付されている月です。

(※7) 「学特」は、学生や30歳未満の方(若年者納付猶予制度)が保険料の納付猶予を受けた月です。

(※8) 免除された保険料は追納することにより、将来受け取る年金を増やすことができます。追納可能期間は10年間で。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

5 加入期間の情報

加入期間の情報			
国民年金		厚生年金	
第1号被保険者(a)		加入月数	67
納付済月数	56	(うち基金加入月数)	(0)
(うち付加納付月数)	(0)	加入期間(c)	67
全額免除月数	0	(うち基金加入期間)	(0)
4分の3免除月数	0	船員保険	
半額免除月数	0	加入月数	8
4分の1免除月数	0	加入期間(d)	8
学生納付特例等月数	0	合算対象期間	
第3号被保険者(b)			8
第3号被保険者月数	0	合計期間	
納付月数合計(a) + (b)	56	(a) + (b) + (c) + (d)	131
未納月数	0		
加入月数	56		

厚生年金・船員保険について

表示	説明
加入月数	厚生年金または船員保険に加入していた月数です。
(うち基金加入月数)	厚生年金保険の加入月数のうち、厚生年金基金に加入していた月数です。
加入期間	基本的には加入月数と同じですが、坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。
(うち基金加入期間)	厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。

○ 共済組合員記録に関する加入記録は反映されておりません。現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により、加入記録の整備を行っているところです。

国民年金について

表示	説明
納付済月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「納付」、「付加」または「付可」と表示されている月数の合計です。 ○更新日以前に、更新日以降の保険料を前納された場合、その月数も含まれます。
(うち付加納付月数)	納付済月数のうち、付加保険料を納めた月数の合計です。
全額免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「全免」(赤色)もしくは「全免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
4分の3免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「3/4免」(赤色)もしくは「3/4免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
半額免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「半免」(赤色)もしくは「半免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
4分の1免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「1/4免」(赤色)もしくは「1/4免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
学生納付特例等月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「学特」(赤色)もしくは「学特」(茶色)と表示されている月数の合計です。
第3号被保険者月数(※)	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「3号」と表示されている月数の合計です。
未納月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において次の表示がされている月数の合計です。 「未納」(赤色)・「納可」(茶色)・「3/4未」(赤色)・「3/4未」(茶色)・「半未」(赤色)・「半未」(茶色)・「1/4未」(赤色)・「1/4未」(茶色)・「3号未」(赤色)・「後可」(茶色)・「納受」(赤色)
加入月数	国民年金に加入している月数です(未納期間も含まれます)。ただし、保険料を前納された月数は含まれません。

(※) 第3号被保険者月数は、現在第3号被保険者として登録されている内容をもとに表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。

合算対象期間について

表示	説明
合算対象期間	国民年金に任意加入していた期間のうち、保険料を納めていない月数の合計です。その他の合算対象期間の月数は含まれていません。

6 年金額試算の情報

(50歳以上の方)

2-1 老齢年金の見込額の情報				
年金を受けられる年齢		60歳	64歳	65歳
年金の種類と年金額(見込額)	基礎年金	-	-	老齢基礎年金 599,000円
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
		90,207円	90,207円	90,207円
		(定額部分)	(経過的加算部分)	
			82,543円	33円
年金額(見込額)		90,200円	172,800円	689,200円

(50歳未満の方)

2 あなた様の年金額試算 よくあるご質問		
ねんきん定期便と同じ情報を表示しております。この情報は一年に一度、誕生月に更新されます。以下のあなた様の年金額試算の情報は、平成23年 8月17日時点の年金記録に基づき作成されております。		
⋮		
2-1 これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報		
(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	363,000円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	152,000円
(3) これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【(1)老齢基礎年金 + (2)老齢厚生年金】	(年額)	515,000円
上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 10,300,000 円になります。		

年金額試算の情報について

- 「年金額試算の情報」の記載内容は、「ねんきん定期便」と同様に、誕生月の前々月時点の年金加入記録にもとづき作成されますので、その他の年金記録とは作成時点が異なります。
 - 50歳以上の方に対しては、直近の年金加入状態が60歳まで続いたと仮定して、老齢年金の見込額を計算しています。
 - 50歳未満の方に対しては、これまでの加入実績のみで老齢年金額を計算しています。
- ・実際に老齢年金を受け取るためには、原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。
 - ・年金額試算の情報は、今後の保険料の納付により変わります。

年金額試算の情報が出力されていない方

- 50歳以上の方は、国民年金、厚生年金および船員保険の年金加入期間(保険料納付済期間)が25年以上ある場合に出力されます。合算対象期間(いわゆるカラ期間)や共済組合等の加入期間を合わせなければ25年に満たない場合は、出力されません。
- また、被保険者記録に不備がある場合なども出力されません。
- 50歳以上の方で、年金見込額試算をご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

(参考) これまでの保険料納付額

(参考) これまでの保険料納付額

この情報はねんきん定期便と同じ情報を表示しております。以下のあなた様の保険料納付額は、平成23年8月17日時点の年金記録に基づき作成されております。

[\[+\]保険料納付額の情報を表示する](#)

(1)国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	868,000円
(2)厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	1,863,926円
(3)これまでの保険料納付額 【(1)国民年金・(2)厚生年金保険合計】	(累計額)	2,731,926円

これまでの保険料納付額について

- 国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額(付加保険料額を含む)を使って計算したものです。
 - 厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額(被保険者負担分のみ)を使って計算したものです。
 - 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。
 - 旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)および農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合:平成9年4月1日、農林共済組合:平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。
- ・「これまでの保険料納付額」の記載内容は、「ねんきん定期便」と同様に、誕生月の前々月時点の年金加入記録に基づき作成されますので、その他の年金記録とは作成時点が異なります。

よくある質問

<問> 昭和50年6月に結婚しました。サラリーマンの妻だった期間は、国民年金に加入しているはずなのに、昭和61年4月からしか国民年金の加入記録がありません。どうしてですか。

<回答> **国民年金第3号の制度は昭和61年4月から始まりました。**
昭和61年3月までは、厚生年金保険加入者の配偶者となっている場合には、国民年金への強制加入義務はなく、任意加入とされていました(任意加入をしていなくても、「カラ期間」として年金の受給資格期間に含めることができます)。

<問> 昭和35年10月から昭和36年3月までの期間が「未加入」となっています。どうしてですか。

<回答> **国民年金保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。**
昭和35年10月から昭和36年3月までは、国民年金法の準備期間のため、保険料の納付はありませんでした。このため、昭和36年3月以前の期間は、「未加」と表示しています。

<問> 厚生年金基金に加入していましたが、厚生年金加入記録に基金加入期間が記載されていません。どうしてですか。

<回答> **厚生年金基金が国に代わって行う給付の事務を国に返上しました。**
厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付の事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

<問> 最近、国民年金の加入手続きを行いました。年金記録に表示されていません。どうしてですか。

<回答> 「ねんきんネット」でお知らせする年金記録は、年金記録照会等の画面に表示されている「更新年月日」時点の情報をもとに表示しています。
毎月1回同時期に更新されますが、最新の記録をご希望の方は、お近くの年金事務所でご確認ください。※平成27年1月末からは毎日更新される予定です。

<問> 「年金記録の備考情報」に「脱退手当金」の表示があるのですが、これは何ですか。

<回答> 「脱退手当金」の表示があった場合は、過去に「脱退手当金」を受けており、その支給のもとになった期間を表します。
「脱退手当金」を受けた期間は、年金額の計算には含まれません。
○脱退手当金とは、昭和61年3月以前の厚生年金保険法により、昭和16年4月1日以前に生まれた方で60歳以降に年金を受けることができない方や、昭和53年5月以前に会社を退職した女性が受けることができた一時金です。

<問> 記載されている記録と、自分が記憶している勤務期間等が相違しているが、どうしたらいいですか。

<回答> 記録に「もれ」や「誤り」がないか調査を行いますので、お近くの年金事務所にお越しいただくか、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。
なお、共済組合員記録に関する加入記録は、反映されておりません。現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により、加入記録の整備を行っているところです。